

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第32号

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県クリーニング業法施行細則（昭和41年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>(消毒方法)</p> <p>第4条 法第3条第3項第5号に規定する消毒の方法は、次の各号のいずれかによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 過酢酸消毒（過酢酸濃度150ppm以上の水溶液中に摂氏60度以上で10分間以上浸すこと又は過酢酸濃度250ppm以上の水溶液中に摂氏50度以上で10分間以上浸すことをいう。）</u></p> <p>2 法第3条第3項第5号ただし書に規定する消毒の効果を有する洗濯の方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 過酢酸濃度150ppm以上かつ摂氏60度以上の水溶液中で10分間以上洗濯する方法又は過酢酸濃度250ppm以上かつ摂氏50度以上の水溶液中で10分間以上洗濯する方法</u></p>	<p>(消毒方法)</p> <p>第4条 法第3条第3項第5号に規定する消毒の方法は、次の各号のいずれかによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 法第3条第3項第5号ただし書に規定する消毒の効果を有する洗濯の方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。